



かびの発生した飼料の給与に注意

今回、飼料(国産稲わら)から*飼料安全法に基づく管理基準を超過したかび毒が検出された事例の情報がありました。

*飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)

(肥育牛の尿から検出されたことから判明)

対策等

- ・カビ汚染のある飼料は給与しない。
- ・断熱飼料タンク、遮熱塗料、遮光カバーシート等の利用
- ・市販カビ吸着剤の利用(カビ毒の軽減)

カビ毒(マイコトキシン)とは

アスペルギルス属、ペニシリウム属、フザリウム属の**真菌**が分泌するものが多い。化学的に安定しており、加熱・環境変化で分解されない。

飼料中の含有量の指導基準が定められたマイコトキシン3種

有害物質名	対象となる飼料	基準値
アフラトキシンB1	配合飼料(牛用(ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く)、豚用(ほ乳期子豚用を除く)、鶏用(幼すう用及びブロイラー前期用を除く)、うずら用)	0.02mg/kg
	配合飼料(ほ乳期子牛用、乳用牛用、ほ乳期子豚用、幼すう用、ブロイラー前期用)	0.01mg/kg
*ゼアラレノン	家畜に給与される飼料	1.0 mg/kg
デオキシニバレノール	家畜等(3ヶ月以上の牛を除く)に給与される飼料	1.0 mg/kg
	生後3ヶ月以上の牛に給与される飼料	4.0 mg/kg

* : 今回関与があった物質

ゼアラレンは、フザリウム属(*Fusarium*,アカカビ)の一部のかびが農作物に付着し、不適切な生産管理や収穫・乾燥などによって増殖することで産生します。

女性ホルモン(エストロゲン)類似作用を持ち、牛や豚に繁殖障害や流産を起こす。

注意:ゼラノール等の肥育ホルモン剤は、米国、カナダ、オーストラリアなどで使用されていますが、日本では使用されていません。



東濃家畜保健衛生所

TEL0573-26-1111(内395) FAX0573-25-7669

E-mail:c24507@pref.gifu.lg.jp

飼料の使用記録を付ける

次の事項を帳簿に記載して、適切な飼養管理を行っていることの証拠を残しましょう。

- (1) 飼料を使用した年月日
- (2) 飼料を使用した場所
- (3) 飼料を使用した家畜等の種類
- (4) 飼料の名称
- (5) 飼料の使用量
- (6) 飼料を購入した年月日及び購入先の氏名又は名称



これらの記録は、飼料の使用が原因となって有害な畜産物が生産されたり、そのおそれがある場合に、飼料の使用実態を確認し、原因の特定や原因となった飼料流通の防止を迅速に行う上で、必要不可欠です。

帳簿の保存期間の目安は、

ブロイラーは2年間、採卵鶏は5年間、
豚は2年間、牛は8年間です。

また、平成15年8月に、と畜場法に関する省令が改正され、と畜場に家畜を出荷する場合に、どのような抗菌性飼料添加物を給与したかがわかるよう、帳簿や飼料の表示票の写しの提出を求められることがあります。飼料の表示票は保存しておきましょう。

○飼料給与に係る帳簿の記載例

使用した家畜等：乳牛

使用年月日	使用場所	飼料の名称	使用量	譲り受けた年月日	譲り受け先
28.4.1	畜舎	〇〇配合飼料〇〇 ⁺ -700	80kg	H28.3.15	〇〇商店
	A,B畜舎	〇〇配合飼料 ⁺ -700	120kg	〃	〃
	a群	稲わら	20kg	〃	自家産
	b群	〇〇混合飼料〇〇	3kg	H28.3.20	〇〇株(試供品)
28.4.2	A畜舎	〇〇配合飼料〇〇 ⁺ -700	80kg	H28.3.15	〇〇商店
	a群	〇〇配合飼料 ⁺ -700	50kg	〃	〃
	A,B畜舎, a	稲わら	40kg	〃	自家産
.					
.					
.					
28.4.30	b群	〇〇配合飼料〇〇 ⁺ -700	50kg	H28.4.15	〇〇農協

・販売伝票や飼料袋の表示とLot番号を切り抜いたものなどをノートに貼り付け、その他必要な事項を記入することも可能です。

・自給飼料の場合もその旨を記入してください。

(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令)